○関東地方整備局告示第二百五十六号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川利根川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年五月十四日　関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局利根川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、大正十二年八月十四日付け千葉県告示第三百二十一号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○中部地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三島市山中新田字願合寺山三七三番一から同市笹原新田字向山三五三番六まで	前	A 一〇・八〇～五四・〇〇メートル	四・三六〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一六・二五～八九・〇〇	一・二八〇	
		C 二五・五〇～五三・〇〇	一・八八〇	
		D 一六・五〇～八九・〇〇	一・三二〇	
		E 一六・五〇～八九・〇〇	一・八三三	
	後	A 一〇・八〇～五四・〇〇	四・三六〇	
		B 一六・二五～八九・〇〇	一・二八〇	
		C 二五・五〇～五三・〇〇	一・八八〇	
		D 一六・五〇～八九・〇〇	一・三二〇	
		E 一六・五〇～八九・〇〇	一・八三三	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　三島市字エビノ木四七四五番四一二から同市笹原新田字元笹原日陰三一八番一まで　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年五月十四日

○四国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡日高村下分字大田三三〇番一から同村下分字兎猪野々七九番一まで	前	九・一〇～一三・四三メートル	〇・四九三キロメートル
	後	一三・六五～四九・六二	〇・四九三

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

国会事項

衆議院

議案送付

五月十二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件

質問書提出

五月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する質問主意書（柚木道義提出）

答弁書受領

五月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員奥野総一郎提出原発事故の指定廃棄物処分場に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野総一郎提出総理官邸へのドローンの侵入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介提出元自衛官男性のいわゆる「イスラム国」支配地域入国に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出外務省参与に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出産経新聞前ソウル支局長の出国禁止措置解除等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「竹島問題に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「産経新聞前ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員中島克仁提出介護職員のキャリア段位制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高提出国家の行政機関中枢に対する危機管理体制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「産経新聞前ソウル支局長に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「北方領土択捉島に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

五月十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

平成二十七年五月十三日（水曜日）

午前十時開議

第一　緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　水防法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）